

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第61号									
事故等名	油送船英雄丸運航阻害									
発生年月日時刻	平成20年10月16日11時00分ごろ									
発生場所	紀伊水道南方の海上									
事故等調査の経過	調査の概要 :平成20年12月2日 神戸・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者の担当に事故状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし									
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	油送船 英雄丸 3, 334トン 129804 英雄海運株式会社									
乗組員等に関する情報	機関長 三級海技士(機関)									
負傷者	なし									
損傷	可変ピッチプロペラ(CPP)装置の制御用油圧系統のシールパッキングが損傷し、作動油が漏洩して油量減少									
事故等の経過	本船は、航行中、CPP装置の作動油圧力が変動するようになり、目的港まではプロペラピッチを維持することができたものの、入港して投錨したのち、平成20年10月16日11時00分ごろ、運航を再開しようとしたところ、作動油が大幅に減少して作動油圧が確保できず、CPP装置の制御が不能となった。 本船は、タグボートで最寄りの修繕ドックまで曳航された。									
事実を認定した理由	<table border="0"> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td>CPP装置の作動油系統のシールパッキングが劣化(同パッキングは2年前に新替)して同作動油が減少し、同作動油の油圧が適正に維持されなかった可能性があると考えられる。</td> </tr> </table>	気象・海象の関与	なし	乗組員等の関与	なし	船体・機関等の関与	あり	判明した事項の解析	CPP装置の作動油系統のシールパッキングが劣化(同パッキングは2年前に新替)して同作動油が減少し、同作動油の油圧が適正に維持されなかった可能性があると考えられる。	
気象・海象の関与	なし									
乗組員等の関与	なし									
船体・機関等の関与	あり									
判明した事項の解析	CPP装置の作動油系統のシールパッキングが劣化(同パッキングは2年前に新替)して同作動油が減少し、同作動油の油圧が適正に維持されなかった可能性があると考えられる。									
原因	本インシデントは、本船が航行中、CPP装置の作動油シールパッキングが劣化し、作動油が機関室内に漏洩して油量が減少したため、油圧の確保が困難になり、CPPの制御が不能となったことにより発生した可能性があると考えられる。									
その他の事項	なし									